

公の施設の使用料算定基準

平成 2 1 年 1 0 月策定

令和 5 年 3 月改定

令和 6 年 1 1 月改定

岐阜市 財政部 行財政改革課

目 次

1. 基本的な考え方

(1) 「公の施設の使用料算定基準」について	P 1
(2) 使用料算定の基本方針	P 2
(3) 使用料の算定方式	P 3
(4) 対象施設	P 4

2. 使用料の算定

(1) サービス提供に要する原価の算定	P 6
(2) 施設の性質別分類と受益者負担割合の設定	P 10
(3) 施設の利用形態による使用料算定方式	P 11

3. その他

(1) 減額・免除制度	P 14
(2) 市民以外の使用料の設定	P 14
(3) 利用時間帯等による使用料の設定	P 14
(4) 使用料設定（改定）時の端数の取扱い	P 14
(5) 激変緩和措置	P 15
(6) 無料施設の有料化	P 15
(7) 指定管理者制度導入施設における使用料の考え方	P 16
(8) 定期的な使用料の見直し	P 16

【別紙】 性質別受益者負担割合（9分割マトリクス）

1 基本的な考え方

(1)「公の施設の使用料算定基準」について

公の施設^{*1}の使用料^{*2}は、施設を利用する方からサービスの対価として徴収する市の歳入であり、施設の維持管理に要する費用等に充てられている。

本基準策定以前、本市では使用料の算定方式や見直し時期を定めた統一的なルールが無く、他都市や近隣の類似施設を参考に使用料を設定していた。こうした中、**受益と負担の公平**を図るために、**本市としての統一的な基準**を設ける必要があったことから、岐阜市行政改革推進会議（当時）の意見を参考に**平成 21 年 10 月**に「**公の施設の使用料算定基準**」を策定した。

【参考】改定の経緯

改定年度	基準改定	使用料改定	改定内容
令和4年度	●	-	・受益者負担の適正化を図るため、使用料改定の実施に向けた基準の改定を行う。 ・原価の考え方をフルコストからランニングコストに変更し、建物減価償却費及び退職給与引当金繰入等を原価の算入外とする。 ・性質別受益者負担割合を12分割から9分割に変更。
令和6年度	●	-	・特別会計施設、市営墓地、特別市営住宅を対象外施設に追加。 ・定期的な使用料の見直し期間を3年→5年に変更。
	-	● (予定)	・コロナ禍からの社会経済活動の回復や、昨今の物価高騰等に伴う施設の管理運営費の上昇を踏まえ、本市初となる基準に基づく統一的な使用料改定をR7.4月実施予定。（109施設／729施設） ・改定上限として1.2倍（基準では1.5倍）を設定。

*1 公の施設

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。【地方自治法第 244 条】

*2 使用料

- ・普通地方公共団体は、（中略）公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。【地方自治法第 225 条】
- ・使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とする应考虑すべきであろう。【地方自治法逐条解説より抜粋】

*3 使用料改定の根拠

「岐阜市公共施設等総合管理計画」：公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本的方針（H29.3 策定）

└ マネジメントの基本方針（2017～2026 年）

└ 基本方針 2 総合的な資産経営

└ 取組方針 2 - ③：受益者負担の適正化

公共として提供すべきサービス水準を検討し、

使用料の見直しを含めた適正な受益者負担のあり方を検討します。

（２）使用料算定の基本方針

①受益者負担の原則（公平性）

使用料が施設の維持管理に要する費用を下回る場合、不足分は公費（税金）で賄うため、施設を利用しない方にも費用の負担を課すこととなり、市民全体の負担となる。そこで、**施設を利用する方（受益者）と利用しない方との負担の公平化**を図るため、**受益者負担を原則**として使用料を算定する。ただし、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質（公共性の強弱^{*4}）に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定する。

②算定方法の明確化（透明性）

応分の負担を求める受益者や市民の方に分かりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式を定め透明性を確保する。

③コスト削減の努力

施設の維持管理に要する費用を使用料算定の原価とすることから、効率的な施設運営により費用を低減し、低廉な使用料を追求することが重要である。より高品質なサービスをより低廉に提供するため、P（計画）-D（実施）-C（検証）-A（見直し）のマネジメントサイクルによる継続的な事務事業の見直しに努める。

～具体的な方策～

- ・ 効率的な施設運営 ⇒ 指定管理者制度の導入、業務の民間委託など
- ・ 事務事業の見直し ⇒ 業務プロセス、サービス内容などの見直し

*4 公共性の強弱

広く社会一般の利害・影響にかかわる性質の強弱

(3) 使用料の算定方式

積算根拠を明確にして市民の方への説明責任を果たすため、使用料は「原価」と施設ごとの「受益者負担割合」に基づき算定する。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合} \\ (1 - \text{公費負担割合})$$

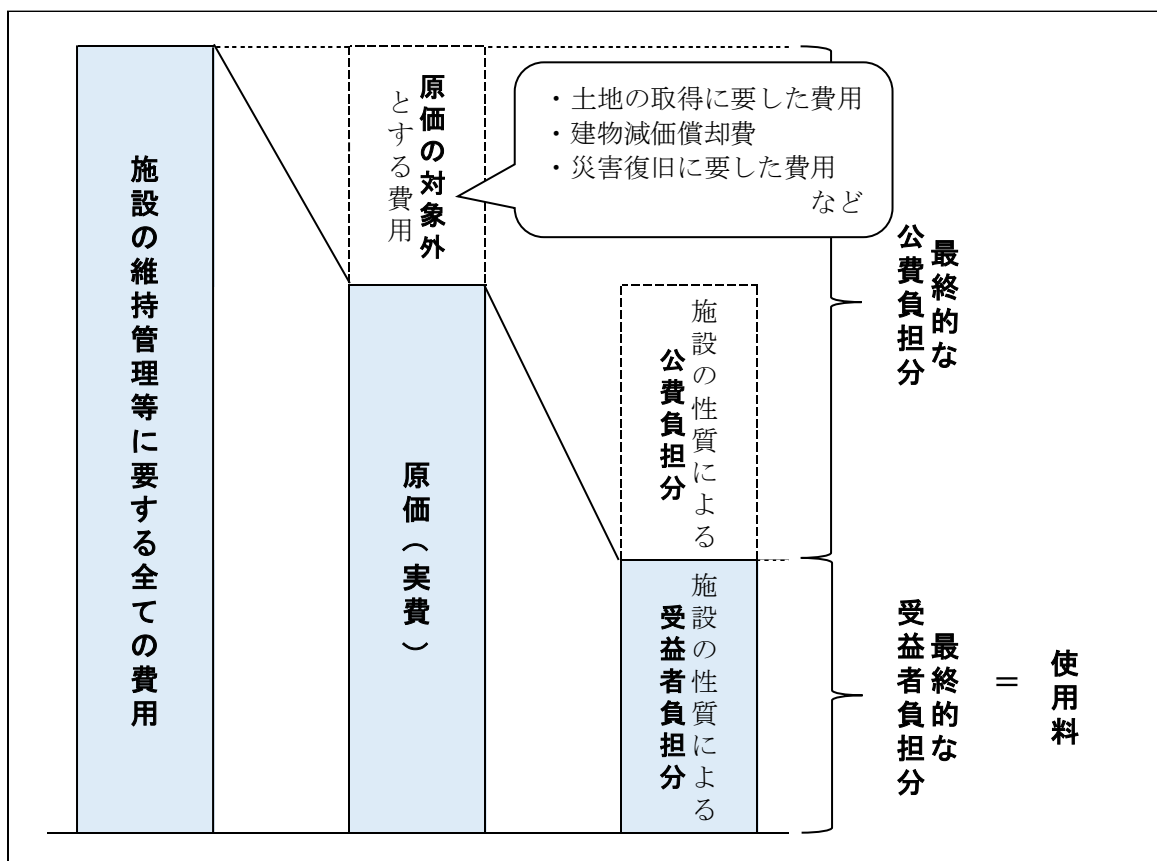
①原価

施設の維持管理に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」を原価として算定する。

②受益者負担割合

対象施設が「日常生活に不可欠（必需的⇔選択的）」、「民間による提供が難しいか（非市場的⇔市場的）」といった**サービスの性質（公共性の強弱）**によって、**受益者と市（公費）の負担割合**を定める。

【図1】使用料の算定イメージ



(4) 対象施設 (令和6年11月1日時点)

【表1】公の施設の一覧表

施設区分	施設数	施設名	
		対象施設	対象外施設
行政施設	2	庁舎駐車場、 長良川防災・健康ステーション（会議室）	
環境施設 （一般廃棄物処理施設以外）	1	芥見リサイクルプラザ	
市営住宅	39		一般市営住宅32（公営住宅29、準公営住宅1、改良住宅2）、特別市営住宅6（管理人住宅3、店舗1、その他住宅1、建替推進住宅1）、特定公共賃貸住宅1
子育て支援施設	41	児童館・児童センター13、 幼児支援教室8、鷺山こども館、 子ども・若者総合支援センター、 子ども・若者自立支援教室4、 柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」	幼稚園2、保育所11
福祉施設	23	老人福祉センター5、 福祉健康センター（会議室）、 みやこ老人センター、 交楽園、長寿園、陽楽園、 市民福祉活動センター（会議室）、 障害者生活支援センター、 ふれあいの館「白山」（会議室）、 ふれあいの館「白山」、 三田洞神仏温泉、白杖園、黒野共栄館	恵光学園、みやこ園、恵光四事業所
保健施設	5	保健センター3、長良川健康ステーション、 柳ヶ瀬健康運動施設「ウゴクテ」	
産業振興施設	7	勤労会館、サンライフ岐阜、 長良川国際会議場、文化産業交流センター、 道の駅柳津交流センター、 ながら川ふれあいの森	食肉地方卸売市場
文化遺産施設	3	長良川鶴飼伝承館	岐阜城、鶴飼観覧船
学校教育施設	78	学校給食共同調理場5	小学校46、中学校23、特別支援学校、 商業高等学校、女子短期大学、薬科大学
集会施設 生涯学習施設	70	公民館50、コミセン8、メディアコスモス 柳津生涯学習センター2、 生涯学習／女性センター、早田教育集会所、 柳津地区学習等供用施設7	
文化施設	2	文化センター、市民会館	
社会教育施設	18	青少年会館5、科学館、歴史博物館2、 歴史博物館分室 少年自然の家、ドリームシアター岐阜	図書館7
スポーツ・ レクリエーション施設	25	体育館・体育ルーム10、プール3、 有料運動場6、無料運動場3、 スポーツ交流センター、 ブラザ掛洞、リフレ芥見	
その他 （建築物系施設）	35	有料自転車駐車場10、無料自転車駐車場15、 自動車駐車場3、斎苑、 中山道加納宿まちづくり交流センター	墓地5
公営企業財産	3		市民病院、看護専門学校、中央卸売市場
公園	377	岐阜ファミリーパークはじめ 有料公園施設を含む公園11 長良公園、畜産センター公園、 梅林公園はじめ無料公園施設364	
合 計	729	580	149

◆対象外施設

対象外とする施設とその理由は以下のとおり。

その他、施設の性質等による**特別な事情**がある場合は対象外とすることも可能とするが、その際は事前に行財政改革課に相談すること。

【表 2】法令により市が独自に使用料を設定することができない施設

区 分	施 設
使用料を徴収することができない施設	小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、図書館
幼児教育・保育の無償化制度	保育所（3～5歳児クラス）、幼稚園
算定方法や受益者負担の基準が定められている施設	福祉型児童発達支援センター（みやこ園・恵光学園）、 障害者福祉施設（恵光 4 事業所）、 市営住宅（一般市営住宅）



【表 3】その他の対象外施設

区 分	施 設
料金統一などの観点から国や県の同種の施設の算定方法や受益者負担の基準に準ずる（合わせている）施設	保育所（0～2歳児クラス）、 看護専門学校、高等学校、大学
地方公営企業法*5を適用し独立採算を目指す施設	水道、下水道、市民病院、中央卸売市場
岐阜市特別会計条例で定める特別会計施設	岐阜城、鵜飼観覧船（観光事業特別会計） 食肉地方卸売市場（食肉地方卸売市場事業特別会計）
施設の特性から個別の考え方にに基づき使用料を設定する施設	市営墓地
施設の特性から他の施設に準じた使用料とする必要がある施設	市営住宅（特別市営住宅）

*5 地方公営企業

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。【地方公営企業法第 3 条】

公営企業の料金については、地方公営企業が独立採算を建前とし、公共性とともに経済性の発揮を運営の基本原則としているものであるから、私企業のように営利のみを目的としているものではないことは明らかであるとしても、その経費を賄うに足る収入を上げ得るよう料金は定められなければならない。

【地方自治法逐条解説より抜粋】

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。【地方公営企業法第 21 条第 2 項】



2 使用料の算定

(1) サービス提供に要する原価の算定

①原価に算入する費用

受益者負担の原則に基づき、受益者に施設の維持管理に要する費用の負担を求めるためには、使用料算定の基礎となる原価を的確に把握する必要がある。

原価に算入する費用は大きく分けて「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つがある。

【表4】原価に算入する費用

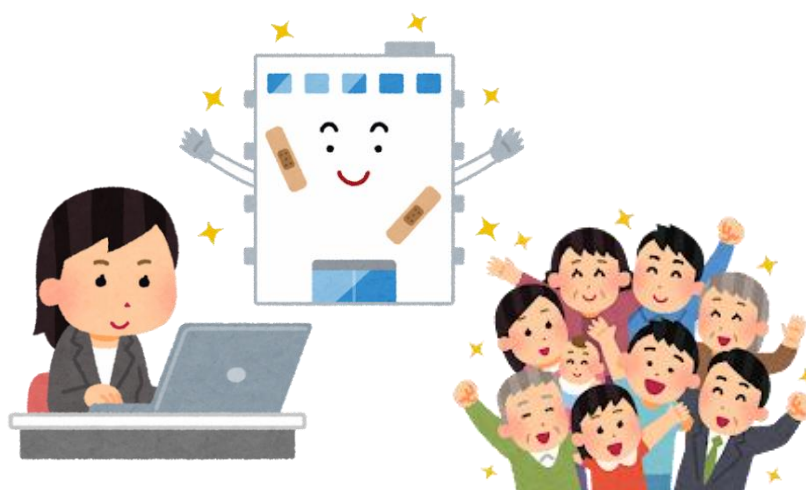
人にかかる費用	人件費 (退職給与引当金繰入等を除く)	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員に要する費用 (指定管理者制度導入施設においては、施設所管課の担当職員の人件費を含む)
物にかかる費用	物件費 備品購入費 ※減価償却費*6を含む 工事請負費 ※減価償却費を除く	サービス提供や施設を維持管理するための備品の購入や施設の修繕等に要する費用

*6 減価償却費（定額法）

建物や備品の取得等に要した支出額を、耐用年数を基準として年度ごとに配分する経費
(減価償却費 = 取得価額 ÷ 耐用年数*)

*耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」や

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省）記載の耐用年数表を参考のこと



【表５】「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の内訳

人にか かる 費用	人 件 費	報酬		正規職員、会計年度任用職員の就労に対する対価として要する費用 ※「退職手当」及び退職手当に相当する費用である 「退職給与引当金繰入等」を除く		
		給料				
		共済費				
		職員手当等				
		災害補償費				
物にか かる 費用	物 件 費	賃金		職員の出張に要する費用 ※パートタイム会計年度任用職員の通勤費は人件費で計上する ため、物件費では計上しない		
		報償費				
		旅費				
		交際費				
		需 用 費	消耗品費		事務用品などの消費的な物品の取得、修理等に要する費用 ※修繕料は本体の維持管理又は現状復旧を目的とする単なる 小修繕で工作物の位置及び形状は原則として変えずに行う ものに要する経費	
			燃料費			
			食糧費			
			印刷製本費			
			光熱水費			
			修繕料			
			賄材料費			
			飼料費			
			医薬材料費			
		役 務 費	通信運搬費		郵便料や電話料など、施設が受けたサービスの対価として 支出する費用	
			保管料			
			広告費			
			手数料			
			筆耕翻訳料			
			火災保険料			
			自動車損害保険料			
		委託料			施設の運営及び保守点検等の作業を外部委託する費用	
		使用料及び賃借料			機器の借上等に要する費用	
		原材料費				
		備品購入費			机や椅子といった、その性質又は形状を変更することなく 概ね1年以上にわたって使用に耐える物品の取得に要する費用 （原則、2万円以上） ※減価償却費を含む	
		工事請負費			土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに 工作物等の移転・除去の工事などに要する経費 建造物、工作物等の新築、増築、移改築などのように工作物 そのものの位置あるいは形状を変更するといった作業を行う ような場合を想定している ※減価償却費を除く	

②原価に算入しない費用

以下の費用については原価に算入しないものとする。

【表 6】 原価に算入しない費用とその理由

原価に算入しない費用	理 由
土地の取得に要した費用	土地は年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市民全体の資産として残るため。
減価償却費 ※備品減価償却費を除く	公の施設は、市の施策としてそれぞれの行政目的をもって建設されたものであり、市民全体の財産である。 減価償却費は施設の維持管理やサービスの提供に直接要する費用ではないため。
退職給与引当金繰入等	恩給的な性質が強く、 施設の維持管理やサービスの提供に直接要する費用ではないため。
間接的な費用 ・ 内部管理部門における事務に要した費用など ※当該施設の管理運営に携わる職員の人件費は原価に算入する （指定管理者制度導入施設を含む）	内部管理的業務に要する費用や災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など、通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用を施設利用者だけに負担させることは適切とはいえないため。
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用 ・ 災害による現場の復旧に要した費用など	
特定の個人の便益に要した費用 （必要に応じ別途実費相当分を徴収） ・ 研修のテキスト代等に要した費用 ・ 滞納整理に要した費用 ・ 施設の明け渡し裁判に要した費用 など	イベントに要した費用や研修のテキスト代などは、そのイベントや研修等に参加した特定の受益者にのみ発生する費用であり、その施設の全ての受益者に転嫁すべきではなく、必要に応じ該当する受益者から実費相当分を徴収すべきものであるため。

③原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、経常的な改革・改善による経費削減効果から、通常は複数年の平均値より直近年度の数値のほうが小さくなるため、原則として算定を行う年度の**前年度の決算値（実績値）**を活用する。

ただし、原価の算定にあたり以下の点に留意すること。

- ・ 前年度の決算値が過去 2 年の実績と大きく乖離する時は、過去 **3 年間の平均値**とする
- ・ 一定の周期で発生することが明らかな費用は、その**期間で按分**した数値で計上する

- ・ 1つの施設内に複数のサービスを有する複合施設は、原則サービス形態毎に分割して原価及び使用料を算定するが、これにより難しい場合は、面積・利用時間・形態別の施設数などにより**按分**するなど、施設の実情に合わせ適切な方法で算定する

(ア) 人件費の算定方式

$$\text{人件費} = \text{人件費単価} \times \text{職員数}$$

◆人件費単価

実際に施設に配置された職員の給与・報酬等で計算すると、年齢や職位の構成により同種の施設間や年度間で原価に差が生じる。そのため、人件費単価は、正職員、会計年度任用職員の**職員区分毎の給与・報酬等の平均額**とする。

◆職員数

職員数は**サービスの提供及び施設の維持管理業務に従事する職員数**（直営施設及び指定管理者制度導入施設の施設所管課担当者を含む）とする。なお、1人の職員が原価に算定しない他の業務などにも従事する場合は、年間勤務時間に対するサービスの提供に要した時間の割合で算定する。（小数点第1位まで）

【具体例】

以下の職員配置において一部の職員が原価に算入しない他の業務にも従事する場合

	正職員		パートタイム 会計年度任用職員 A		計
	A	B	C	D	
施設サービス	100%	70%	100%	50%	・ 正職員2名 ・ パートタイム 会計年度任用職員2名
上記以外の 間接的業務	—	30%	—	50%	

<職員 1 人当たりの年間勤務時間>

正職員：2,015 時間／年（7 時間 45 分／日×260 日）

パートタイム会計年度任用職員 A：1,495 時間／年（5 時間 45 分／日×260 日）

原価に算定する職員数

正職員 ⇒ 1 人 + 0.7 人 = 1.7 人

パートタイム会計年度任用職員 A ⇒ 1 人 + 0.5 人 = 1.5 人

（２）施設の性質別分類と受益者負担割合の設定

（ア）サービスの性質（公共性の強弱）による受益者負担割合の設定

公の施設は産業振興施設、文化遺産施設、スポーツ・レクリエーション施設など様々であることから、サービスの性質（公共性の強弱）によって区分し、受益者と市（公費）の受益者負担割合を設定する。

（イ）性質別分類及び各領域の受益者負担割合

サービスの性質（公共性の強弱）は「**必需性**（３段階）」と「**市場性**（３段階）」の２つの視点により**９つの領域**に分類する。

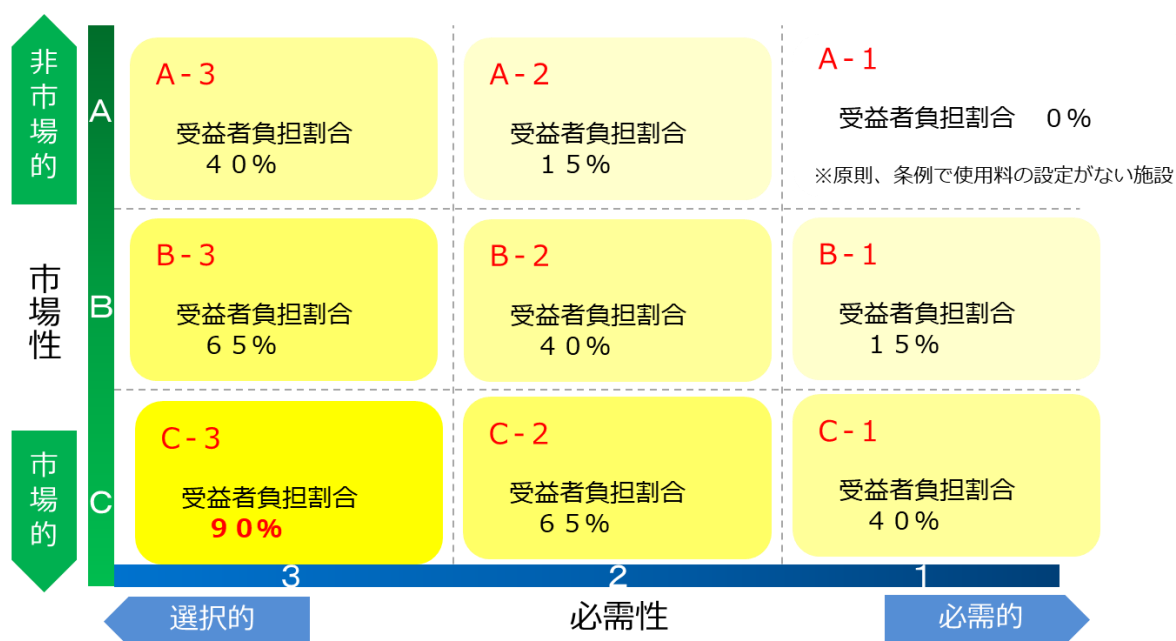
【表７】市場性による分類（縦軸）

区 分		市場性の強弱	性 質
A	非市場的	弱 ↑ ↓ 強	・ 民間に同種・類似するサービスの提供事例がない（または見受けられない）施設 ・ 収益性がない（または極めて低い）ため、民間による提供が困難な施設
			・ 収益性が一定程度見込まれ、民間事業者による提供が期待できる施設
			・ 民間に同種・類似するサービスを提供している事例がある施設 ・ 収益性が高く、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設
B	中間的		
C	市場的		

【表８】必需性による分類（横軸）

区 分	3	2	1
	選択的	中間的	必需的
必需性の強弱	弱 ←		→ 強
性 質	・ 日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好により選択的に利用する施設 ・ 主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設	・ 一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設	・ 市民全体の必需施設であり、日常生活を営む上で必要な公共性が高い施設 ・ 世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設 ・ ライフステージに応じて、ほとんどの市民に必要とされる施設 ・ 社会的・経済的弱者等を擁護、支援するための施設 ・ 安心・安全な社会を形成するため、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設

【図2】性質別受益者負担割合（9分割マトリクス）



※各領域の対象施設を含む9分割マトリクスは別紙のとおり

（3）施設の利用形態による使用料算定方式

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合} \quad (1 - \text{公費負担割合})$$

使用料の算定方式は、施設の利用形態により、

- （ア）「1室あたりの原価（貸室等）」から使用料を算定する方式 【会議室、ホール等】
- （イ）「1人あたりの原価（個人利用）」から使用料を算定する方式 【科学館、体育館等】

の2つに分類される。

【ア】「1 室あたりの原価（貸室等）」から使用料を算定する方式【会議室、ホール等】

①1㎡あたりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計

事務所及びトイレ等共有部分の維持管理に要する費用についても、サービスを提供するうえで必要な費用であり、原価として算入し、これらの部分の面積を除く貸出面積の合計で按分することにより使用料へ反映させるものとする。

②1㎡あたりの時間原価 = ①1㎡あたりの年間原価 ÷ (年間開館時間 × 稼働率※)

※新たに使用料を設定する場合は想定稼働率とする

③1 室あたりの原価 = ②1㎡あたりの時間原価 × 利用面積(室面積) × 利用時間

④1 室あたりの使用料 = ③1 室あたりの原価 × 受益者負担割合

【具体例】 以下の施設において新たに会議室 A を 2 時間利用する場合の使用料を設定

	会議室 A	会議室 B	事務所	トイレ・廊下等 共有部分	延床面積
面積 (㎡)	200	100	50	50	400

施設全体の原価：1,200,000 円

年間開館時間：250 時間

想定稼働率：80%

受益者負担割合：40%

貸出面積の合計＝会議室 A（200 ㎡）＋会議室 B（100 ㎡）＝300 ㎡

①1㎡あたりの年間原価＝1,200,000 円÷300 ㎡＝4,000 円/㎡

②1㎡あたりの時間単価＝4,000 円/㎡÷（250 時間×80%）＝20 円/㎡/時間

③1 室あたりの原価＝20 円/㎡/時間×200 ㎡×2 時間（利用）＝8,000 円/室

④1 室あたりの使用料＝8,000 円×40%＝ 3,200 円/室



(イ)「1人あたりの原価（個人利用）」から使用料を算定する方式【科学館、体育館等】

$$\text{① 1人あたりの原価} = \text{原価} \div \text{年間利用者数}^{\ast}$$

※新規施設は想定される年間利用者数、既存施設は過去3年の平均利用者数とするが、増減の傾向が明確な場合はこれを加味し、各施設の実情から判断する。

$$\text{② 1人あたりの使用料} = \text{① 1人あたりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

【具体例】科学館等（個人利用施設）の使用料

施設全体の原価：8,000,000 円

年間利用者数：4,000 人（R2:3,900 人，R3:4,100 人，R4:4,000 人の平均）

受益者負担割合：15%

$$\text{① 1人あたりの原価} = 8,000,000 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 人} = 2,000 \text{ 円} / \text{人}$$

$$\text{② 1人あたりの使用料} = 2,000 \text{ 円} \times 15\% = \underline{300 \text{ 円} / \text{人}}$$



3 その他

（１）減額・免除制度

減額・免除制度は、教育文化の振興や社会的弱者への配慮といった**政策的特例措置**であるため、「受益者負担の原則」を十分考慮し、公共性の度合いや負担能力等から**真にやむを得ないものに限定**する。

なお、減額・免除制度により、受益者層の固定化を招いたり、本来的な負担の公平性を損なうことがないように、減額・免除の対象者であることを客観的に証明できる身分証明や事実関係等による資格の有無の確認を徹底するなど、**制度を適正に運用**する。

また、減額・免除の認可は、基本的にはその都度申請に基づき決定すべきものであるが、**申請手続きの簡素化**のため、**当初から減額・免除後の金額を「割引料金」**^{*7}として施設設置条例において設定できるものとする。

*7 割引料金の例

小人料金、高齢者料金、団体料金 など

（２）市民以外の使用料の設定

施設の維持管理に要する費用は、市民の税金や使用料収入等により賄われているが、斎苑など市民による利用を前提として設置した施設については、市民以外の利用により、市民の利用が阻害されることがある。

このため、受益と負担の公平化や市民優遇措置の観点から、施設の利用実態及び受益者負担額とのバランス等を勘案し、**市民以外の使用料を合理的な範囲**で定めることも可能とする。

（３）利用時間帯等による使用料の設定

昼間・夜間、平日・祝祭日などの利用時間帯等による料金格差は、それぞれの施設において利用実態、利用者の要望等を勘案し、受益者負担割合に適合する範囲内で適切に設定するものとする。

（４）使用料設定（改定）時の端数の取扱い

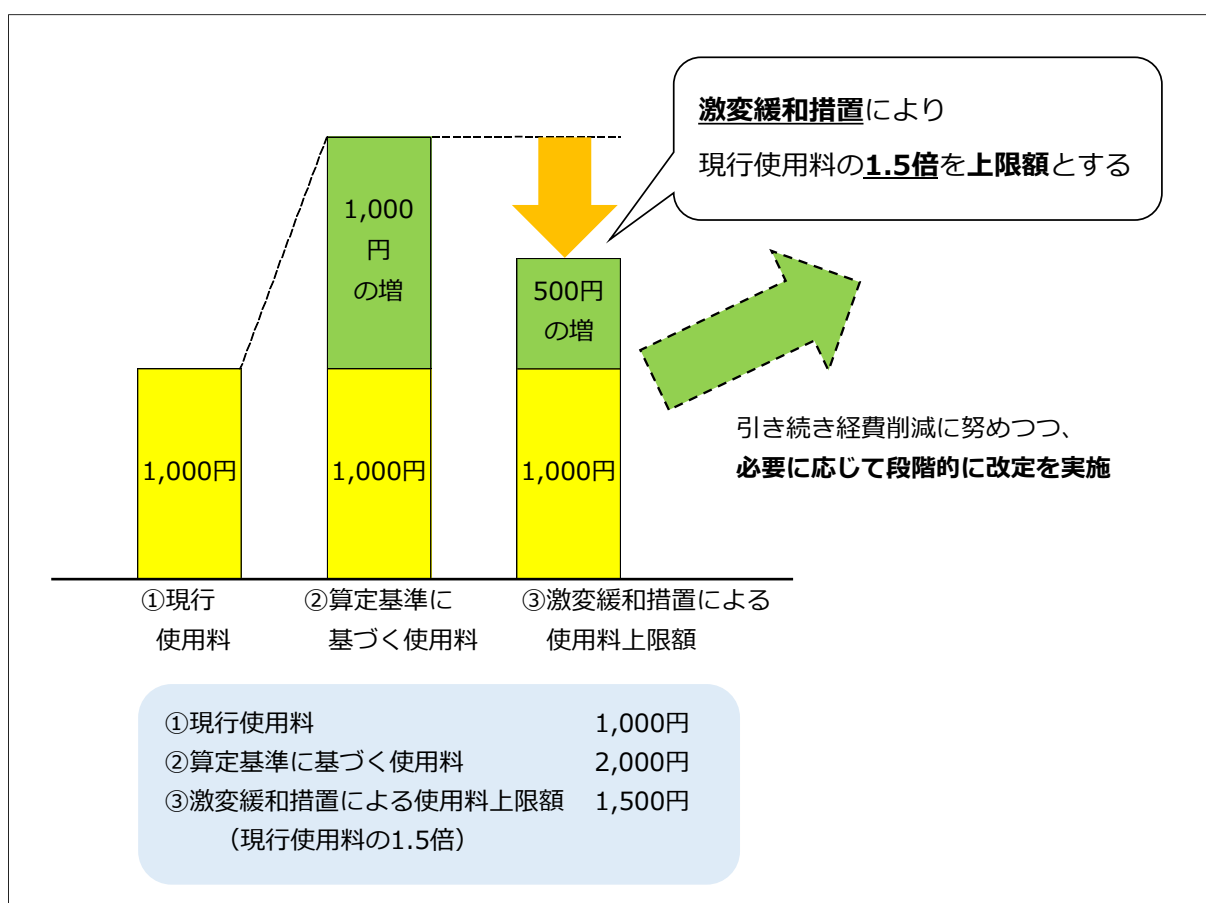
施設利用者の利便性及び窓口での事務の効率性等を勘案し、**使用料の単位**は原則として**10 円単位**とし、算定の結果 **10 円未満の端数**が生じた場合は**切り捨て**とする。

（５）激変緩和措置

使用料の改定は市民生活に直結しており、急激な負担の増加によって市民の皆様の貴重な財産の有効利用が阻害される可能性がある。このようなことを防ぐため、現行使用料より著しく高額になるときは原則、現行使用料の **1.5 倍を改定上限**とし、**定期的な検証結果を踏まえ段階的に見直し**を実施する。

また、使用料見直しの結果、現行使用料より低額となる場合で、改定により**民業を圧迫する恐れ**があるときには、**現行使用料に据え置くことも可能**とする。

【図３】激変緩和措置の考え方



（６）無料施設の有料化

現在、無料利用を前提としている施設においても、利用実態が他の有料施設と類似する場合は受益と負担の公平性の観点から有料化を検討していく。

（７）指定管理者制度導入施設における使用料の考え方

利用者サービスの向上と経費削減を目的に市が指定する民間企業等に施設の管理運営を行わせることができる指定管理者制度の導入施設では、以下の点に留意すること。

利用料金施設^{*9}においては、本基準により見直しを行うのは**条例に規定する利用料金の上限額**となる。その見直しにあたっては、指定管理期間や指定管理料（委託料）への影響等を考慮し、指定管理者と協議を行うこと。

*9 利用料金施設

指定管理者制度には、「利用料金施設」と「使用料施設」の二種類がある。

施設種類	収入種類	料金設定	収入帰属	管理運営費財源
利用料金施設	利用料金	指定管理者 (条例で定める上限額の範囲内)	指定管理者	利用料金 (+ 指定管理料)
使用料施設	使用料	市（条例）	市	指定管理料のみ

【参考】使用料見直しにかかるコスト調査時の留意点

指定管理者制度導入施設の**原価**は、**次の2つを合算**したものとする

（ア）指定管理者が施設の管理運営のために支出する費用

- ・ 人件費、物件費等の合計額
- ・ 自主事業（市の指定事業以外で、指定管理者の経費負担により実施する事業のこと。発生する全ての収入は指定管理者に帰属する）分を除く

（イ）市が支出する費用

- ・ 施設所管課の施設担当者の人件費
- ・ 指定管理者負担を超える修繕費等（減価償却費を除く）
- ・ 市が指定管理者に支出する指定管理料（委託料）を除く

（８）定期的な使用料の見直し

自治体を取り巻く社会情勢は刻々と変化するため、利用者ニーズや施設の維持管理に要する費用の変化等を的確に把握し、**現行の使用料が適正か否かの見直し**を原則、**5年ごと**に行うこととする。ただし、急激な社会経済環境の変化などにより、早急な見直しが必要なときは、この限りではない。